

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年12月6日 08時00分ごろ
発生場所	宮崎県日南市瀬平崎南西方沖 鶴戸埼灯台から真方位350° 2海里付近 (概位 北緯31°40.7′ 東経131°27.7′)
事故の概要	砂利運搬船第八十八親力丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年4月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第八十八親力丸、692トン
船舶番号、船舶所有者等	133637、親力海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	右舷中央部船底外板に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、石約1,850tを積載し、石の投入場所に向け、約1.0～約1.5ノットの対地速力で西進中、船長が船底中央部中心線付近に衝撃を数回感じたが、航行を続け、約3か月後の入渠時に右舷船底中央部外板に凹損及び擦過傷が発見された。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.7m、船尾約4.8mであった。</p> <p>船長は、石の投入場所の東方約500～800m付近に、暗岩が散在しており、海図で詳細な水深を確認できない海域なので、事前に地元の漁師及び工事関係業者に勧められた通航路について、本船の搭載艇を運航して測深機（魚群探知機の測深機能）による水路調査を行い、水深を確認して通航可能と判断した。</p> <p>船長は、船底中央部中心線付近に衝撃を受けた際、本船に設置された測深機（船底左舷側に設置の送波器で測深）で測深されなかった尖形の暗岩（以下「本件暗岩」という。）の頂部付近に底触したと本事故後に思った。</p> <p>本船及び搭載艇の測深機による測深は、送波器から垂直下に発した音波によって行われるので、水深が浅くなるほど測定幅が狭くなる。</p>
分析	<p>本船は、搭載艇を運航して測深機による通航路の水路調査を行っていたものの、その際に測深されなかった本件暗岩の頂部付近を航行したことから、本件暗岩に気付かず、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、海底の起伏の激しい海域の水深の調査を、測定幅の狭い測</p>

	<p>深機のみで行ったことから、本件暗岩の頂部付近に測深用の音波が当たらず、正確な海底地形の把握ができなかった可能性が考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、搭載艇を運航して測深機による通航路の水路調査を行っていたものの、その際に測深されなかった本件暗岩の頂部付近を航行したため、本件暗岩に気付かず、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 詳細な水深が不明な海域は、当該海域の特徴及び測深機の特徴を把握して慎重な調査・分析を行い、周辺に暗岩が散在するなどの状況から海底の起伏が激しいと考えられる場合は、専門の業者による調査を行った上で、航行の可否を判断すること。